

第1425回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和2年3月5日 木曜日  
開会 10時00分 閉会 11時40分

2 場 所 教育委員室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀  
委 員 奥野 史子  
委 員 星川 茂一  
委 員 高乗 秀明  
委 員 笹岡 隆甫  
委 員 野口 範子

4 欠席者 なし

5 傍聴者 2名

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1424回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案2件、報告2件

イ 非公開の承認

議案2件、報告1件については、訴訟及び不服申立てに関する案件及び個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件、人事に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第3条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

## ウ 報告事項

### 新型コロナウイルス感染症対策に伴う休校措置に係る対応について

(事務局説明 福知 総務課担当課長)

新型コロナウイルス感染症への対応に関し、2月27日に国から全国一斉臨時休業の要請があったことを受け、本市においては、直ちに同日19時から校長会役員との緊急会議を開催し、課題の把握・検討を行った。

更に、別紙1の28日付け文部科学省通知(全国一斉臨時休業の要請)も踏まえ、同日の12時頃から開催した市長をトップとする第5回京都市新型コロナウイルス感染症緊急対策本部会議において本市の臨時休業(休校)実施方針を確認し、3月2日付で別紙2のとおり対応していることを報告する。具体的な内容等は次のとおり。

休校は、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業(休校)とする。休校期間は3月5日から春季休業開始日前日までとし、春季休業期間終了までを新型コロナウイルス感染症対策のための「休校期間」と位置付け、感染拡大防止に最大限取り組む。ただし、今後の状況により、臨時休業期間の短縮等変更もあり得る。

なお、休校開始日を3月5日からと設定した理由としては、3月2日～4日の登校日は、一人一人の子どもの居場所、安心・安全の確保に向け、各家庭の状況をはじめ、子どもの状況をしっかり把握し、家庭と連携し、休校期間中の生活・学習等についての子どもへの指導や保護者への説明などの準備に取り組む期間として必要であると判断したためである。

また、休校期間は、各校園にて感染拡大防止の趣旨を踏まえ、可能な限り児童生徒が自宅で過ごすよう、保護者に理解を求めるとともに、自宅での児童生徒等の状況を確認するため、適宜、電話連絡や家庭訪問等により必要な指導を行うこととした。

更には、学校園から児童生徒等に生活のあり方を徹底するため「メッセージプリント(別紙3 各校で適宜、加筆・修正)」を一人一人に配布するとともに、保護者にも休校期間中の対応についてお知らせを発出している。

なお、卒業式、修了式等は、市内の感染状況に大きな変化がない限り、感染拡大防止の措置や参加者の限定、式典時間の短縮など実施方法の工夫のうえ、適切に実施することとしている。

次に、各校種の対応について説明する。

小・中・義務教育学校は、保護者等の就労状況や学童保育所等の受入状況などを踏まえ、自宅において過ごすことが難しいといったやむを得ない場合(保護者等が就労でやむを得ず保育できない、祖父母等の支援が受けられない等の要件を満たす場合)、学校での「特例預かり」を、3月5日(木)～19日(木)の平日で、8時30分～15時30分を基準として実施している。保護者に配布している雛形を別紙4で添付している。集計中であるが、全児童生徒等の2～3割程度の利用が見込まれている。

総合支援学校・地域制は、自宅において一人で過ごすことが困難であり、また、放課後

等デイサービスなどの確保ができない場合など特別の事情がある場合、学校での受入れ（スクールバス運行・給食の提供）を、3月5日（木）～3月13日（金）＜修了式＞までを目途として実施する。なお、16日（月）以降は、その時点での状況により、延長も検討する。

高等学校、総合支援学校・職業科の生徒の登校は、修了式や受験・進路指導、就労に関する事など、必要最小限で実施する。

幼稚園は、保育園入園と同様の要件のあるお子様（新2号認定を受けている方）について通常の保育を行う。また、新2号認定を受けていない方で保育が必要な場合は、別途、検討することとしている。

#### （委員からの主な意見）

【在田教育長】2月27日の校長会役員との緊急会議では、必要な感染防止対策を講じた上で教育活動を実施するのか、臨時休校措置とするのかについて、それぞれのリスクを比較検討した上で、3月2日は休校しないこととし、3月2日の早い段階で3月3日以降の対応を児童生徒や保護者にお知らせすることを決めた。本日から、臨時休業期間に入っているが、自宅で過ごす子どもたちのケアについては、適宜学校から電話や必要に応じて家庭訪問をするとともに、中学校を中心に、大型ショッピングセンターをパトロールするなど、柔軟に対応していきたい。

【星川委員】今回の休校措置に伴う対応については、教育委員会、学校園で的確に対応してくれている。休校措置に伴う学習保障はどのように対応していくか。

【在田教育長】休校措置を理由に学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を下回った場合でも学校教育法施行規則に反するものとはされない。その場合には児童生徒の学習に遅れが生じることのないよう、臨時休業期間中に家庭学習を適切に課すことや、次年度の学年等において共有された情報を踏まえて必要に応じて補充的な学習などの個に応じた指導を行うことも可となっており、教科ごとに工夫しながら適切に対応してまいりたい。

【奥野委員】今回の国による一斉休校措置は保護者間でも多様な意見がある。3月5日からの休校措置は休校への準備ができる時間もあり助かっているという意見も聞いた。春休みを短縮するとなった場合は子どもたちや保護者への連絡はどのように行うのか。

【在田教育長】児童生徒の登校日に周知することや学校から個別に電話等で連絡を行う。

【奥野委員】休校措置に伴い、教職員も子の監督のため休むことは想定しているか。

【在田教育長】学校と学童で児童の帰り時間の共有など連携を図っている。

【笹岡委員】特例預かりは非常に良い取組。学童との連携はどうか。

【事務局】1割程度は該当してくるのではないかと想定している。

【高乗委員】特例預かりの際の児童生徒の登下校の安全面はどのように考えているか。

【事務局】個別の登下校となることにより安全面の懸念が生じる点もあるため、特例預りの時間を原則、8：30～15：30で統一している。

【高乗委員】教職員自身の健康管理を徹底する必要があると考えるがどうか。教職員には体調不良時には安静にするなど徹底すべきではないか。

【事務局】これまでも周知してきているが、改めて趣旨を踏まえ対応していく。

【野口委員】今後、休校期間が延長し春休み以降も継続される可能性も否定できない。これまでの対応に引き続き、様々なことを想定し、迅速かつ適切に対応すること。

【事務局】本市の対策本部でも、先取りの対応を考えるように指示を受けており、引き続き迅速かつ適切に対応していく。

【在田教育長】図書館については指定都市8市で休館措置が講じられている。本市では子どもたちからの休業期間中の貸出しニーズが高まることが予想されるため、イベントは全て中止するが、張り紙などで長期間の滞在をご遠慮いただきながら貸出しを中心に開館する。青少年科学センターについても比較的広いスペースが多いことから、現在、来館者がそんなに多くなく濃厚接触する機会は少ないと考えられるため、イベントを控えるが開館はしていく。

#### エ 非公開の宣言

教育長から、議案2件、報告1件について、会議を非公開とすることを宣言。

#### オ 報告事項

報告1件について、訴訟及び不服申立てに関する案件及び個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件であり、非公開。

#### カ 議決事項

議案2件について、人事に関する案件であり、非公開。

#### (4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

2月9日 第34回京都市小学校「大文字駅伝」大会

2月15日 未来のサイエンティスト養成事業探究コース 研究発表会

2月21日 予算特別委員会（補正予算）

2月27日～28日 市会本会議（代表質問）

2月28日 令和元年度 京都市立高等学校卒業式

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時40分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長